

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年12月6日(火)
午前10時39分～午前10時46分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 小野 泰弘 副委員長 荒川 洋平
委員 菅原 和子 委員 村上 久仁
委員 山田龍太郎 委員 小野寺美穂
- 4 委員外議員 3名
議長 郷内 良治 副議長 菊地 忍
議員 大友 康信
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 今野 博幸
次長兼議事調査係長 加藤 勤
主幹兼庶務係長 針生 明美
- 7 傍聴者 なし
- 8 付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 決議案の取り扱いについて

午前10時39分 開会

○委員長（小野泰弘） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

決議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） お手元に次第書を配布しております。今回提出されました議会案第14号 及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議ですが、

それでは、決議案の内容について朗読いたします。

及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

名取市議会は、平成23年12月に名取市議会議員の政治倫理に関する条例を制定した。本条例の前文には「議員は、公職者としての深い見識と高い倫理により、自らを律する政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担い、常に自らの活動及び行動を説明できる立場を保持するとともに、その責任を有する」とある。

及川秀一議員について、東京都在住の女性から性的な行為を強要されたとして損害賠償を請求されるという事件が発生した。この事件に対し及川秀一議員は「事実無根である。」と説明しているが、当該女性とのSNS等におけるわいせつな画像を含むやりとりがインターネット上で拡散し、議会事務局や市役所総務課等にも送られている。このやりとりに対して、及川秀一議員は一部について認める発言をしているが、公職者である議員がこのようなやりとりをす

ることは、政治倫理基準に照らし看過できない問題である。

さらに、政治倫理に関する条例第2条には、「議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、品位を保持するものとする。」とある。インターネット上で拡散したやりとりを見た市民からは、「市民の信頼を裏切る行為であり、議会に対し厳正なる処分を求める。」声がある。

よって、及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議案を提出し、市議会議員の職を辞するよう勧告する。

平成 年 月 日

宮城県名取市議会

次に、取り扱い案について御説明いたしますので、次第書をごらん願います。

議会案第14号の議案書につきましては、この本会議休憩中に議席へ配付いたします。議会運営委員会終了後に本会議を再開いたしまして、議会案第14号の日程追加を簡易採決により決定し、追加日程第1として直ちに議題といたします。提出者から提案理由の説明を求め、質疑及び委員会付託を省略し、討論の後、採決を行います。採決は起立採決により行い、過半数議決となります。

○委員長（小野泰弘） ただいま、書記より説明をいたさせましたが委員各位より御意見等をお受けしたいと思っております。御意見はありませんか。（「なし」の声あり）

お諮りいたします。決議案の取り扱いにつきましては、説明のあった原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、決議案の取り扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時46分 散会

平成28年12月6日

議会運営委員会

委員長 小野 泰弘